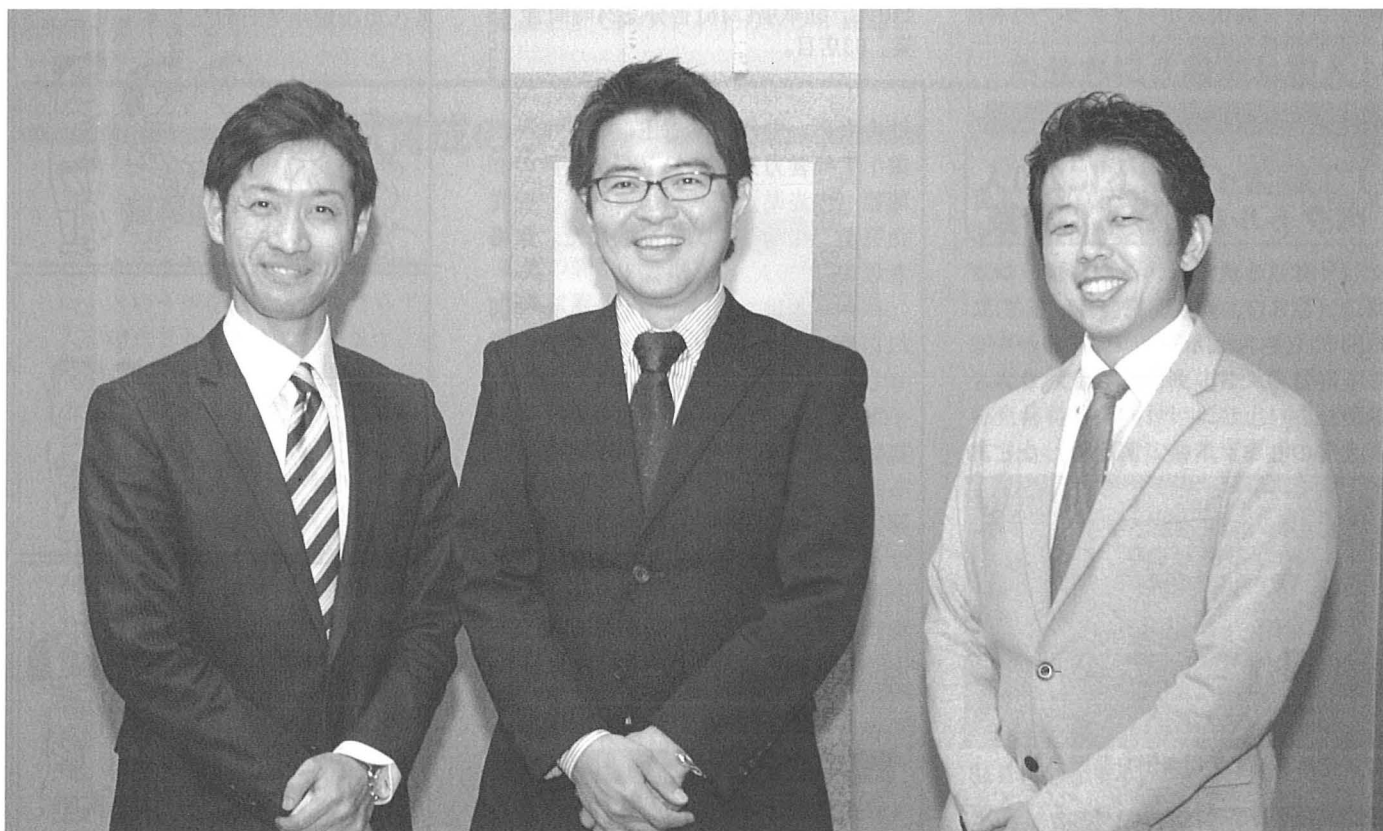


てい談

相続税対策最前線

財産圧縮で不動産購入に注目

早めの対策で脱“争続”を



山本晋税理士事務所 所長

山本 晋 氏

きびコンサルタント 代表

石井 宏典 氏

(株)トラスト大創 取締役

井上 隆智 氏

来年1月に大幅改正される相続税が関心を集めている。基礎控除額の引き下げで対象者数が大幅に増えるとみられており、資産家のみならず一般家庭でも事前対策の必要性がクローズアップされている。今回は、税のスペシャリスト・山本晋税理士事務所所長の山本

晋氏、相続相談を多く受ける不動産鑑定士事務所・きびコンサルタント代表の石井宏典氏、不動産業(株)トラスト大創取締役の井上隆智氏に最新の相続税対策事情や、取り組む際の注意点などについて話し合ってもらった。

○相続税改正の内容について教えてください。

山本 改正内容は何点かあるのです

が、一番注目を集めているのは相続税の基礎控除額引き下げです。基礎控除額とは、相続財産の総額からこの金額を差し引いて税金計算をしてください

という金額で、基礎控除額に満たない人は申告が不要です。具体的には、配偶者と子ども2人の3人が相続人の場合、現在の基礎控除額8000万円(5000